

平成22年7月16日

各 位

会 社 名 日本風力開発株式会社
代表者名 代表取締役社長 塚脇 正幸
(コード番号 2766 マザーズ)
問合せ先 代表取締役専務 小田 耕太郎
(TEL. 03-3519-7250)

会社法に基づく監査報告書受領に関するお知らせ

当社は本日、一時会計監査人であるやよい監査法人より、会社法第444条第4項の規定に基づく平成21年4月1日から平成22年3月31日までの当社連結会計年度の連結計算書類、並びに会社法第436条第2項第1号の規定に基づく平成21年4月1日から平成22年3月31日までの当社第11期事業年度の計算書類及びその附属明細書に対する適正意見を受領いたしましたので、別紙のとおりご報告いたします。

株主及び投資家の皆様には、多大なるご心配をおかけしましたことを心よりお詫び申し上げますとともに、引続き変らぬご支援を賜りますよう、何卒宜しくお願い申し上げます。

以上

独立監査人の監査報告書

平成22年7月16日

日本風力開発株式会社
取締役会 御中

やよい監査法人

指 定 社 員 公認会計士 市 島 幸 三 ㊞
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 酒 井 啓 一 ㊞
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本風力開発株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本風力開発株式会社及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成22年7月16日

日本風力開発株式会社
取締役会 御中

やよい監査法人

指 定 社 員 公認会計士 市 島 幸 三 ⑩
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 酒 井 啓 一 ⑩
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本風力開発株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第11期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上